

FOCUS

自由貿易体制と日中関係

●田村暁彦

(政策研究大学院大学 教授
(2019年4月より復旦大学 日本研究センター 客員教授を兼務)

「自由貿易体制と日中関係」について論じるに当たり、最も重要な考慮要素は、中国あるいは日本の動向ではなく、目下、国際通商体制の攪乱要因と目されているトランプ政権下での米国通商外交の動向である。

特に対中関係で米国は様々な措置を講じてきた。例えば、米国は1974年通商法301条に基づき3度にわたり対中輸入（合計2500億ドル分）に対し追加関税を賦課してきている。このうち3度目の措置、すなわち18年9月24日に賦課を開始した5745品目、2000億ドル相当分について、開始時は10%とした追加関税率を19年1月1日より25%に引き上げる予定であったが、18年12月1日の米中首脳会談により引き上げを3月1日まで延期、その後、中国側の不公正貿易慣行の改善に向け交渉が行われることになった^{注1}。

一方中国は、対抗措置として合計1100億ドル分の対米輸入に対し追加関税の賦課を行っている。米中を含むグローバルバリューチェーンの重要な部

分を担う日本企業としては、自らのビジネスに直接間接に関係がある取引が対象となっている点でも、また米中貿易戦争が国際規模で投資家心理に悪影響を与える点でも、大いに懸念される事態である。

しかし、通商法301条に基づく米国の措置の動機を考慮すれば、対中ビジネスに従事する日本企業としてはさらに悩みが深いものとなる。同措置は、18年3月22日にトランプ大統領が「301条調査に関する大統領覚書」に署名したのが発端で、同覚書は以下の4つの中国の措置が、通商法301条に基づく米国の対応を正当化すると述べている。①合弁要求や外資規制等を利用した米国企業から中国企業への技術移転の強要、②不公正なライセンス慣行を通じた米国企業の知的財産権に対する相応の報酬獲得への妨害、③「中國製造2025」等の産業政策上の目標に資するべく、技術・知財移転のための大規模投資・買収行動に従事、④

分を担う日本企業としては、自らのビジネスに直接間接に関係がある取引が対象となっている点でも、また米中貿易戦争が国際規模で投資家心理に悪影響を与える点でも、大いに懸念される事態である。

分を担う日本企業としては、自らのビジネスに直接間接に関係がある取引が対象となっている点でも、また米中貿易戦争が国際規模で投資家心理に悪影響を与える点でも、大いに懸念される事態である。

しかし、通商法301条に基づく米国の措置の動機を考慮すれば、対中ビジネスに従事する日本企業としてはさらに悩みが深いものとなる。同措置は、18年3月22日にトランプ大統領が「301条調査に関する大統領覚書」に署名したのが発端で、同覚書は以下の4つの中国の措置が、通商法301条に基づく米国の対応を正当化すると述べている。①合弁要求や外資規制等を利用した米国企業から中国企業への技術移転の強要、②不公正なライセンス慣行を通じた米国企業の知的財産権に対する相応の報酬獲得への妨害、③「中國製造2025」等の産業政策上の目標に資するべく、技術・知財移転のための大規模投資・買収行動に従事、④

のサイバーネットワークに侵入。すなわち、通商法301条に基づく米国の対中追加関税賦課は、中国が「中国製造2025」に代表される技術力の飛躍的向上を目指す国家戦略そのものへの対応である。実際、前記大統領覚書の署名に当たり、トランプ大統領は追加関税賦課の他、中国の差別的な技術ライセンス制度に対するWTO提訴、そして中国企業による米国的重要技術の獲得を防ぐための投資規制を指示している。

投資規制については、米国連邦議会での動きとの呼応が注目される。米国議会は、18年8月に「2019年国防授權法」を成立。インバウンドとアウトバウンドの双方に対する安全保障観点から貿易投資規制を厳格化することとした。インバウンド投資規制では、国防授權法に含まれる「外国投資リスク審査現代化法」(FIRRMA)を通じた対米外国投資委員会(CFIUS)の権限強化、アウトバウンド輸出規制では、AIやロボット等の「新興かつ基礎的な技術」の輸出規制が講じられることになった^{注2}。さらに国防授權法の第889条は、19年8月13日以降は米政府機関に対し、フアーウェイやZTE等中国5企業の製品や5社製造の部品を組み込む他社製

品の調達を禁止、20年8月13日以降は同5社の製品を社内で利用する世界中の企業との取引を禁止している。以上の措置は、多くの日本企業が米中両国関係者を巻き込んだ技術取引を行っている現実に照らしても、また米国の動機がさそりであることを考慮しても、その影響は日本企業にも極めて複雑なもので、賢明な対応が求められる。

米政府の通商政策は、米国と同様に中国の国家資本主義的対応に懸念を有する日本として、積極的に評価できる面もあるうが、悩ましい面も少なくない。日本企業に対する複雑な影響はもちろんだが、米国政府の措置は、日本を含む世界の国々が恩恵を享受してきた国際通商法秩序を毀損しかねないアプローチを探つてからだ。米国は、米中二国間とは別に、多国間の枠組みでも、日本やEU等の先進諸国と共同で、中国の国家資本主義的体制に対して問題提起や提案を行つてき巡つては、元々、鉄鋼過剰生産能力問題に対処するために16年9月に設置された「グローバルフォーラム」で、過剰能力削減や市場歪曲的な政府支援措置論を先導してきたのが日米欧を中心と

する先進諸国であった。その後17年12月に、世耕経済産業大臣の発議により日米欧三極貿易大臣会合が初めて開催され、市場歪曲的措置への対応に向けて日米欧三極による緊密な連携がシステム化された。18年9月に「ニューヨークで開催された第4回三極貿易大臣会合では補助金、国有企业、強制技術移転、WTO改革、デジタル貿易・電子商取引等の問題について、三極で共同歩調を取り組む旨の共同声明が公表された。同方針に従い日本、米国、EUは、WTO補助金協定を含むWTO諸協定に定められている通報義務の実効性を向上させるための提案をアルゼンチン等と共に定められた。中国の国有企业への補助金が市場歪曲的であるとの主張は以前から先進国によりなされてきたが、WTOに通報がなされない補助金に関する証拠を当該国以外の加盟国が集めるのは困難で、市場歪曲的な補助金をWTO協定違反としてWTO提訴する道が事実上封じられていた。本提案が仮に実現すれば、中国を含む産業政策を多用する国の補助金の実態を他国が捉えることが現在よりも容易になり、WTO協定違反として訴えることが可能になるかも知れない。

一方、デジタル貿易については、日

米はTPP二原則、すなわち①データの越境移転の自由確保、②サーバーの自国内設置要求の禁止、③ソースコードの開示・移転要求の禁止、に関してCPTPPや改訂NAFTA(USMCA)等でコミットしてきたのに対し、EUは、例えば日EU・EPAでは③しか盛り込むことに合意できなかったことからも分かるように、デジタル貿易の規律に関してやや異なる考え方を持っている。EUは、個人情報保護を高度に重視する「一般データ保護規則」(GDPR)を擁しており、個人情報の越境移転は、移転先国の個人情報保護体系がEUと「本質的に等価」でなければ許容しない。安倍総理は19年1月のダボス会議での演説で、大阪G20でデータガバナンスに関する議論を始めるなどを提唱し、その中で個人情報や国家安保保障上の機密データに対する慎重な保護の必要性を強調したのは、考え方の異なる日米欧を包含してルール作りをしていく際の留意点を踏まえたが故と推察される。

以 上のように、補助金、強制技術移転、デジタル貿易等のアジェンダについては、日米欧の協働は程度の差はあるものの比較的円滑である状況だが、その他のアジェンダでは、むしろ米国が孤立していると言える。というのも、

米はTPP二原則、すなわち①データの越境移転の自由確保、②サーバーの自国内設置要求の禁止、③ソースコードの開示・移転要求の禁止、に関してCPTPPや改訂NAFTA(USMCA)等でコミットしてきたのに対し、EUは、例えば日EU・EPAでは③しか盛り込むことに合意できなかったことからも分かるように、デジタル貿易の規律に関してやや異なる考え方を持っている。EUは、個人情報保護を高度に重視する「一般データ保護規則」(GDPR)を擁しており、個人情報の越境移転は、移転先国の個人情報保護体系がEUと「本質的に等価」でなければ許容しない。安倍総理は19年1月のダボス会議での演説で、大阪G20でデータガバナンスに関する議論を始めるなどを提唱し、その中で個人情報や国家安保保障上の機密データに対する慎重な保護の必要性を強調したのは、考え方の異なる日米欧を包含してルール作りをしていく際の留意点を踏まえたが故と推察される。

米国の主張は、WTO協定の条文

トランプ政権以降の米国通商政策は、特にWTO協定を基盤とする国際通商法秩序に対して、それを毀損しようとしないことしか思えない対応を取り続けているからである。

例えば、WTO紛争解決システムに特する米国の強い不満の表現方法として、上級委員会委員の選任手続に対し非協力的態度を取り続けていることが挙げられる。上級委員会はWTO紛争解決システムの「最高裁」に相当し、定員7人のところ米国による委員選任手続への協力拒否により、現在4人空席で3人のみとなっている。一審案を3人一组で審理することになってしまっており、上級委員会の制度を運営する最低限の人数となっている。しかも、現在のような選任手続の機能不全が継続すると、19年末にはうち2人が任期切れとなり残り1人（中国人）という事態となる。米国は、上級委員会による審理期限（90日）の超過頻発や退任上級委員が退任後も事案を引き続き担当することが許容されていること等、手続的問題に対しても不満を表明しているが、本質的な不満はWTO紛争解決システム、特に上級委員会の「司法積極主義(judicial activism)」に向けられたものである。



商務部との会議では技術移転強要等の問題について改善を要望（18年9月・日中経済協会合同訪中代表団）

盟国の政治力の差が如実に表れる。特にWTO協定を合意した95年1月時点は、冷戦後の米国一極支配の絶頂期であった。このパワーに基づく(power-based)ゲームで決められたルールを、ルールに基づく(rule-based)仕組み、すなわちWTOの紛争解決システムを駆使して是正していく、と考えたのが加盟国のはじめだった。この立場は、途上国のみならず米国以外の先進国も共有していると思われる。例えば、現在行われているWTO紛争解決システム改革の議論では、EUは積極的に提案を出しているが、これら提案の基本的な志向は上級委員会の独立性とキャパシティの強化であることから伺われるようだ。EUの立場が米国と根本的に異なることは明白である。EUは18年11月26日に二つの提案（手続的問題に関する提案、および上級委員会の人数と任期に関する提案）をしており、中国はいずれの提案に対しても共同提案国となっている。なお、米国は12月のWTO一般理事会でこれら提案に対して否定的な反応をしている。ちなみに、日本はWTO改革については、カナダが主導する中間国13カ国の閣僚会議に継続して参加する一方、前記EUの提案にはいすれにも参加していない。むしろ、前述した補助金協定等の通報義務強化に

による協調を重視することに主眼を置いていたように見受けられる。

こうした米国の対応のもう一つの例は、通商拡大法第232条に基づく鉄鋼・アルミニウム輸入に対する追加関税賦課である。同232条は国家安全保障法を理由とする輸入規制を行政府に対し授権する米国連邦法であるが、米国は18年3月、同法に基づき日本、EU、中国等広範囲の国々からの鉄鋼・アルミニウム輸入に対して各々25%、10%の追加関税を賦課した。同措置に対してもEU、中国等は米国からの輸入品に對して追加関税を賦課する等の対抗措置に出ることも、米国措置をWTO提訴、これに対しても米国が各国の対抗措置をWTO提訴、という「泥仕合」の様相を呈している。^{注1)}

同条の発動がなぜ国際法秩序を毀損する恐れがあるかといふと、国家安全保障を理由とした輸入制限はWTO協定上許容されているものの、濫用の危険性を懸念して加盟国はそのような正当化事由の發動を控えてきた経緯がある。WTO協定上は、環境や公衆衛生等国内政策目的のために輸入規制を行うことは、GATT第20条に定められた一定の条件の下に認められている

が、その例外該当性は、申立国が当該措置を訴えればWTOにおいて法的に判断される。一方、国家安全保障法はGATT第21条に規定されているが、例外該当性は当の規制発動国自身が判断できることを定めているようにも読める。貿易自由化と国家安全保障の関係は、通商法の司法判断に馴染まないが故に、同条文による自国措置の正当化は、通商法の司法判断に馴染まないが故に、同条文による自国措置の正当化を加盟国は皆自己抑制してきたのである。米国の今回の232条発動およびGATT第21条に基づく正当化は、こうした常識からの逸脱であり、現行国際通商法秩序を大きく揺るがす事態である。

国際法が定立され順守される動機は、國際法学、國際關係論を問わず長年取り組んできた難問であるが、少なくとも法分野により大きく分けて（現実主義的）利益ドリブン(interest-driven)と規範ドリブン(norm-driven)の2種類があると考へられていく。前者の典型は通商であり後者の典型は人権である。通商分野の国際法は、経済成長という現実的利益の獲得に対応する強い期待が推進力となり、「司法化」を他の分野に先駆けて実現することができたのである。それが昨今、国際社会におけるアーデンティティ政治の台頭に伴い、人は経済厚生の拡大を希求するという現実主義的前提出で構築してきた国際通商法秩序が、その脆弱性を露呈したと言えないのでないか。^{注2)}

実際、著名貿易経済学者のジーン・グロスマントエルハナン・ヘルプマンは、最近の著作「アイデンティティ政治と通商政策」で、国民の政策選択行動が經濟的利得のみではなく自尊心や社会的受容といった心理的要素によつても左右される、従つてアイデンティティ政治の下では人々は合理的判断として関税引き上げを選好することはある、と述べている。このような状況に陥つた国際通商法秩序を再構築するためには、その定立・順守の動機が功利主義的利益のみならず規範性によつても支持される方向で秩序を作り替えなければならない。すなわち「貿易を行ふ権利」とでも言うべき観念を立憲主義的に位置付ける企てを長期的には進めていく以外に根本的な解決策はなさそうに思われる。

こうした国際通商法秩序の危機に對し、日中両国は少なくとも当面何ができるかを最後に考えたい。日本側の戦略は既述の通り、市場歪曲的措置等に関する日米EU三極による協調を重視することで、米国をWTOに関与させることに主眼を置いていると思われる^(注1)。その上で、18年12月発効のCPTPPを拡大する一方、19年2月発効のEUとのEPAを深化させ、米国と中国以外の第三極を形成することを目指しているとの印象を受ける。

實際、著名貿易経済学者のジーン・グロスマントエルハナン・ヘルプマンは、最近の著作「アイデンティティ政治と通商政策」で、國民の政策選択行動が經濟的利得のみではなく自尊心や社会的受容といつた心理的要素によつても左右される、従つてアイデンティティ政治の下では人々は合理的判断として関税引き上げを選好することはある、と述べている。このような状況下で、白

CPTPPにおいては、その拡大深化が米国のTPP復帰を促すことになるとの見通しを加盟国は有しているものと思われる。このような状況下で、白

いジがしつくいが、しかし、例えば中国国内に中国のCPTPP加盟を主張する勢力が存在するのは興味深い。例えば、中国の有力シンクタンクである全球化智庫（主席は中国WTO加盟交渉を率いた龍永圖元総質部副部長、理事長の王輝耀は國務院参事も務める）の19年1月9日公表の報告では、中国のCPTPP加盟は、加盟国の市場規模の大きさ、中国国内の構造改革を促進すること、中国の電子商取引やサービスの優位性を發揮できること等を考慮すれば、それを推進すべきと主張している。日本等CPTPP加盟国は、国有企业や知的財産権等について高い規律を擁するCPTPPの内容を中国が受け入れることが出来るか討しむ向も多いと予想され、中国が仮に関心を示したとしてそれを直ちに歓迎するのかは不明である。

しかし、オブザーバー参加等情報共

有や対話を行う意義はあるかも知れない。特に、日本と同様に中国の国家資本主義に強い懸念を有するEUも、WTO改革では積極的に中国と協力していることを考えると、日中間も、現在交渉を行っているRCEPや日中韓FTAの推進やCPTPPに関する情報交換に加え、WTO改革に関する協力、さらには中国の国内構造改革や持続的経済発展を後押しするための建設的な対話が積極的に行われてよい。日中間は官民の多層的な協力関係が存在しており、昨今は中国の電子商取引やIT産業等、日本側が学ぶべき分野も少なくない。米国やEUが各々独自に中国との関係の在り方を熟考し実行に移しているように、日本も昨今の日中關係改善の機運を追い風として、自ら独自の、そして地域や世界にとって積極的な意義のある対中関係の在り方を考え実行すべきであろう。

JC

(注1) 本稿執筆時点（2月下旬）では、同交渉の行方は不透明である。トランプ大統領は2月24日、閣僚級交渉が実質的に進展したため、3月1日の交渉期限を延期、3月半ばの米中首脳会談による最終合意の可能性を示唆

(注2) ECRAの規制対象は軍民両用技術（デュアルユース）と呼ばれるもので、AI

やロボット工場等14の技術分野を示してこれらの技術の定義や確定方法等について商務省は19年1月10日を期限としてパブリックコメントを受け付けていた。

(注3) 米国の不満が、WTO紛争解決システムが自らに不利に働いていることに由来するのではないことは、申立国としての勝訴率が91%、非申立国としての敗訴率が89%とおおむね各國並みであることから裏付けられる（ケイトー研究所タニエル・アイケンソム貿易政策研究センターソ長の計算）

(注4) 232条については、自動車に関しては現在調査中で、対象国である日本と米国の外交政策には四つの潮流（ハミルトン主義、「ワイルソニアム」、「ジェフesonian」、「ジャクソン主義」）があるとした上で、特朗普政権の登場は、「文化やアイデンティティ政治の擁護者」であり、「ポピュリスト・ナショナリスト」である「ジャクソン主義」の反乱（Jacksonian revolt）だと断じる。

(注5) 日本は、中国が米国およびEUを両国による市場経済国待遇を巡つてWTO提訴した事案についても、米欧支持を明確にしている

J+C ECONOMIC JOURNAL

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

平成31年3月25日発行／毎月1回25日発行
4月号（No.303）

APRIL
2019
No.303

4

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>

SPECIAL REPORT

米中貿易摩擦の行方

FOCUS：自由貿易体制と日中関係

CHINA TREND CHECK：日中スマート製造協力の課題と展望

—第2回日中スマート製造交流セミナーでの議論から—

TOPICS：新たな外商投資法の解説と留意すべき点

中国ビジネス Q&A：分公司の設立から運営に関する実務事項について